

# 函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月28日規則第4号

改正 平成25年2月28日 規則第3号  
令和4年2月28日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年函館市条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(会派結成届等)

第2条 条例第2条の会派結成届は、別記第1号様式によらなければならない。

2 前項の会派結成届は、会派の代表者が届け出るものとする。

3 会派結成届による届出事項に変更があったときは会派の代表者は、会派が解散したときは会派の代表者であった者は、議長を経由して市長に別記第2号様式の届出書により届け出なければならない。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、議長を経由して市長に別記第3号様式の申請書により申請しなければならない。

2 会派の代表者は、当該会派の所属議員数に変更があったときは、変更があった日から起算して7日以内に、議長を経由して市長に別記第4号様式の申請書により政務活動費の増額または減額について申請しなければならない。

(交付額の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該年度における会派への交付額を決定し、当該会派の代表者に、同条第1項に係るものにあつては別記第5号様式の通知書により、同条第2項に係るものにあつては別記第6号様式の通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第5条 会派の代表者は、前条の規定による交付額の決定の通知を受けたときは、速やかに市長に対し交付の請求をするものとする。

(収支報告書)

第6条 条例第6条第1項の収支報告書は、別記第7号様式によらなければならない。  
(交付額の確定等)

第7条 市長は、条例第6条第4項の規定により収支報告書の写しの送付を受けた場合において、その内容が適正であると認めるときは、交付額を確定し、会派の代表者（会派が消滅したときは、代表者であった者）に別記第8号様式の通知書により

通知するものとする。

(会計帳簿の整理保管)

第8条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製してその内訳を明確にし、これを当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日 規則第3号)

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年2月28日 規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき提出されている申請書、申出書その他これらに類するもの(以下この項において「申請書等」という。)は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づき提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

別記第 1 号様式（第 2 条関係）

会派結成届

年 月 日

函館市長 様

住所

届出者 会派の名称  
代表者氏名

函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 会派の名称
- 2 代表者氏名
- 3 経理責任者氏名
- 4 会派結成年月日 年 月 日
- 5 所属議員氏名

注 5 の所属議員には、代表者および経理責任者を含めて記載すること。

別記第2号様式（第2条関係）

会派変更（解散）届

年 月 日

函館市長 様

住所

届出者 会派の名称

代表者氏名

函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更

変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		年 月 日

2 解散

解散年月日 年 月 日

別記第3号様式（第3条関係）

年度政務活動費交付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所

届出者 会派の名称

代表者氏名

函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 所属議員数 | 人 |
| 2 | 交付申請額 | 円 |

別記第4号様式（第3条関係）

年度政務活動費交付変更申請書

年 月 日

函館市長 様

住所

届出者 会派の名称

代表者氏名

当会派の所属議員数に変更があったので、函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

- |   |       |        |        |
|---|-------|--------|--------|
| 1 | 所属議員数 | 人（変更前  | 人）     |
|   |       | （変更年月日 | 年 月 日） |
| 2 | 交付申請額 | 円（変更前  | 円）     |

別記第 5 号様式（第 4 条関係）

年度政務活動費交付決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付については、次のとおり決定したので、函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 決定額       | 円 |
| 2 | 交付の時期および額 |   |
|   | 月         | 円 |
|   | 月         | 円 |

別記第 6 号様式（第 4 条関係）

年度政務活動費交付決定変更通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで変更申請のあった政務活動費については、次のとおり変更することと決定したので、函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 4 条の規定により通知します。

なお、決定額が変更前の決定額を下回るときは、この通知のあった日から起算して 1 4 日以内に返還してください。

- |              |          |    |
|--------------|----------|----|
| 1 決定額        | 円（変更前    | 円） |
| 2 交付等の時期および額 |          |    |
| 月            | 円（交付・返還） |    |
| 月            | 円（交付・返還） |    |



別記第7号様式（第6条関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

函館市議会議長 様

報告者 住所  
会派の名称  
代表者氏名

函館市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により提出します。

収 入  
政務活動費 \_\_\_\_\_円

支 出

区 分	金 額	備 考
調査研究費	円	
研 修 費	円	
広報広聴費	円	
会 議 費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
事 務 費	円	
合 計	円	

収支差引額 \_\_\_\_\_円

別記第8号様式（第7条関係）

年度政務活動費確定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで議長に提出された政務活動費収支報告書については、その内容が適正であると認め、次のとおり交付額を確定したので、函館市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条の規定により通知します。

確定額

円